

参考資料1 集落づくりを担う可能性を有する組織形態の一覧

○：あり、可、要 -：なし、否、不要 △：組織で定めることができる

		A. 自治会・町内会 (任意組合)	A'. 自治会・町内会 (認可地縁団体)	B. 一般社団法人	B'. 公益社団法人	C. NPO 法人	D. 社会福祉法人	E. 消費生活協同組合 (職域生協を除く)	F. 農業協同組合	G. 農事組合法人	I. 有限責任事業組合 (LLP)	J. 有限会社	K. 株式会社	L. 合同会社 (LLC)
法的根拠	根拠法	-	地方自治法 第260条の2 (1991年改正)	一般社団法人 及び一般財団法人 に関する法律 (2008.12 施行)	公益社団法人及 び公益財団法人 の認定等に関する法律 (2008.12 施行)	特定非営利活動 促進法 (1998.12 施行)	社会福祉法 (1951.6 施行) 22条~	消費生活協同組合法 (1949.6 施行)	農業協同組合法 (1947.12 施行) 2条~72条の2の2	同左法 72条の3~73条の 14	有限責任事業組合契 約に関する法律 (2005.8 施行)	有限会社法 (2006.5 廃止)	会社法 (2006.5 施行)	会社法 (2006.5 施行)
	法人格	-	○	○	○ (公益認定を受け た一般社団法人)	○	○	○	○	○	-	○	○	○
活動内容	目的	非営利	非営利	非営利	非営利 (左に同じ)	非営利	非営利	非営利	非営利	営利	営利	営利	営利	営利
	活動の公益性	- (共益)	- (共益)	-	○	○	- (共益)	- (共益)	- (共益)	-	-	-	-	-
構成員	その他の条件	-	その区域の良好な 地域社会の維持及 び形成に資する地 域的な共同活動	-	公益自的事業を 行うことを主たる 目的とし、公益目 的の事業に係る費 用が全体の費用の 50%以上、 (左に同じ)	特定非営利活動	社会福祉事業を 中心に、公益事業 や収益をこれら事 業の経営に充てる ための事業も可	組合員の各種生活支援活 動	農業経営・技術の指導、 信用事業、共済事業、事 業や生活に必要な事業他	農業に係る共同利 用施設の設置、農 業経営(製造加工、 林業を含む)他	-	-	-	-
	加入条件	○ 区域内に住所を 有する世帯が加 入可能	○ 区域内に住所を 有する個人が加 入可能	△ 定款で定める。	○ (左に同じ)	-	-	○ 区域内住民。 ただし、定款の定めるところにより、 その区域内に勤務地を有する者でそ の組合の施設を利用することを適当 とするものも組合員とすることが可。	○ 農業者、地区内居住者、 農業協同組合、農事組 合法人等	○ 農民、組合、法人に 物資供給や役務提 供を受ける者等	△ 組合員の全員一致で 決定。但し民法組合 は組合員になれない。	△ 社員が非社員に 持分を譲渡する 際には社員総会 の承認が必要	△ (定款によって株式 の取得制限が可)	△
活動資金	加入義務	-	-	△	○ (左に同じ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	議決権等の大小	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等(規 約で別の定めをす ることは可能)	△ 定款で定めるこ とが可能(原則 各1票)	○ 左に加え、不当 に差別的な取扱 いをしないこととさ れている	△ 議決権は平等(定 款で別の定めを することは可能)	△ 定款に別段の定 めのないときは、 理事の過半数	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等	○ 議決権は平等	△ 組合契約書で自由 に決定可能	○ 原則として出資口 数による	○ 原則として株式所 有数による	○ ただし業務執行 社員を定款で定 めた場合はその 同意
財産	参加義務	-	-	-	○ (左に同じ)	-	-	-	-	-	○ 業務執行への参加義 務あり	-	-	○ 定款に別段の定 めがある場合は 除き、社員は業 務を執行する
	名義	○ 組織の代表者名 義、又は全員の共 有名義が一般的	○ 法人名義	○ 法人名義	○ (左に同じ)	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義	○ 法人名義
活動資金	法人税の課税	○ 原則、人格のない 社団等として課税	○	○	○	○	○	○	○	○	- 構成員の利益分配に 課税される	○	○	○
	課税対象	○ 収益事業から得 た所得	○ 収益事業から得た 所得	○ 収益事業から得 た所得(非営 利型に該当す る場合)	○ (左に同じ)	○ 収益事業から得 た所得	○ 収益事業から得 た所得	○ 収益事業から得 た所得	○ 全ての所得(配当金の損 金算入可)	○ 全ての所得(配当金の損 金算入可)	○ 全ての所得 (農業経営を行い、かつ、 組合員に対し給与を支給 するものを除き、配当金の 損金算入可)	○ 出資者への利益分配 (構成員課税)	○ 全ての所得	○ 全ての所得
設立	負担金等の支払	△ 規約等で定めるこ とが可能	△ 規約等で定めるこ とが可能	○ 経費の支払	○ (左に同じ)	△ 定款で定めるこ とが可能	△ 規約等で定めるこ とが可能	△ 定款に定めるこ とができる	△ 定款に定めるこ とができる	△ 定款に定めるこ とができる	-	-	-	-
	許認可等	-	○ 市町村長の認可	○ 公証人による 定款の認証	○ 左に加え、行政 庁(国又は知事) の認定	○ 所轄庁(国又は知 事)による認証	○ 所轄庁(国、知事 又は中核市以上 の市長)の認可	○ 行政庁の認可	○ 行政庁の認可	○ 行政庁への届出	-	○ 公証人による定 款の認証	○ 公証人による定 款の認証	-
集落の維持・活性化の観点からみた組織の特性	登記	-	-	○ 設立の登記	○ (左に同じ)	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 有限責任事業組合契 約の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記	○ 設立の登記
	出資等	-	-	-	○ (左に同じ)	-	-	○ 非出資も可	○ 非出資も可	○ 非出資も可	-	-	-	-
集落の維持・活性化の観点からみた組織の特性	必要人数の規定	-	○ 区域内の相当数	○ 2人以上	○ (左に同じ)	○ 10人以上	○ 理事3人以上、幹 事1人以上	○ 300人以上の賛成	○ 15人以上の発起人	○ 3人以上の発起人	-	-	-	-
	集落の維持・活性化の観点からみた組織の特性	・地域内の住民による組織で、世帯単位で構成される。 ・一般的に、地域は他の自治会・町内会と重複しないように既に定められている。 ・地域内の地域社会の維持及び形成のための活動を行う。	・基本的な活動内容は、A.自治会・町内会と同様である。 ・法人格を有するので、組織の名義で不動産等を保有できる。	・営利活動を目的としない限り、幅広い活動が可能である。 ・基金制度を活用し、資金を調達することができる。	・行政庁の認定を得なければならないが、寄附金税制の優遇措置があり、寄附金を集めやすい。	・不特定多数の利益増進を目的とする組織であり、地域の特定や加入の制限はできない。 ・地域や構成員を特定せず、幅広い層が参加・加入して活動する事例がある。	・行政の助成や優遇交付が受けられ、経営に安定性がある。 ・社会福祉事業のみ展開可能であり、集落が求める生活サポート全般の展開は難しい。	・消費・生活面を中心に事業展開可能。 ・ただし、設立プロセスが複雑かつ認可制で賛同者が300人以上必要等、集落では成立しづらい。 ・全国で体系化された組織であるため、新たな組織設立や事業に取り組みづらい。 ・生活を担う主婦が多く参加し、赤字を出しにくい、新規事業に取り組みにくい。	・生活面まで支援可能。組合員以外にもサービス提供可。 ・ただし、設立プロセスが複雑で認可制。 ・集落づくりのプレーヤーというよりも中間支援的立場で事業を展開することが多い。 ・展開事業が多く、全国で体系化された組織であるため、新たな組織設立や事業に取り組みづらい。	・組合員の農業利益増進が目的であり、「集落」「生活福祉」の視点はない。 ・対象区域内農地の計画的な利用と管理が可能。 ・少人数で設立可能。手続も煩雑でない。	・組織に法人税は課税されず、出資者の利益分配に直接課税される。 ・設立手続きが簡便で、内部自治については組合員の合意により自由に決められる。 ・組合員はLLPの業務を行う義務がある。 ・地域内の有志で営利を目的とした活動を行うのに適している。	・2006年の「会社法」の施行あわせ、有限会社法が廃止となった。 ・気合の合う仲間などで設立・運営できる点でメリットがあった。 ・社員の総数は50人以上との制限があったことなど、中小企業としてイメージが定着していた。	・2006年施行の「会社法」により、設立時の出資額規制が撤廃され、出資額1円から設立できるようになった。 ・組織の運営について、法的な規定がある。 ・営利目的の活動を行う大規模な組織の形態として活用されることが多い。	・設立手続きが簡便で、内部自治については社員の合意により自由に決められる。 ・業務執行社員を定款で定めない限り、社員にはLLCの業務を行う義務がある。

